

中小企業金融における信用保証制度の 役割増大のための部分保証の経済分析

～ 定量分析に向けた予備的考察と論点整理 ～¹

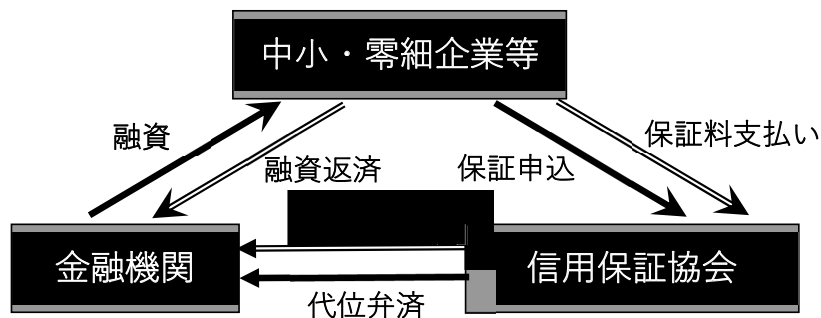
石川 英樹

1. はじめに

本論の目的は、日本の信用保証制度における部分保証制度（「責任共有制度」）の意義と成果の検証を通じて、中小企業金融における信用保証制度の役割増大に向けて、そのあり方を考察することである。

信用保証制度は、事業者等が金融機関から事業資金を調達する際に、事業者等が保証料を負担し信用保証協会が信用保証を行い、信用力を補完することで資金調達をサポートする制度である（〔図表1〕を参照）。信用保証制度を利用できるのは中小企業基本法に定める中小企業であり、それら中小企業の信用力を外部から補完し中小企業金融の円滑化を目的としている（森田（2002））。中小企業の信用を補完する制度は日本特有の制度ではなく、諸外国にも同機能を意図した制度は広くみられる。国際比較による分析も多く見られる（例として、森田（2002）、権（2007）、田原（2006）等を参照）。

〔図表1〕保証制度の枠組み



日本では、信用保証協会が1953年の信用保証協会法に基づいて中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された。47都道府県と横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市の4つの市に拠点を持つ。

長い歴史を持つ日本の信用保証制度であるが、保証協会による代位弁済（債務者が金融機関に返済できなくなった場合に保証協会が代わりに返済する行為）の割合（代弁率）の上昇、回収率の低下、信用補完制度全体の収支赤字の拡大が問題視されるようになった。数々の改革が実施されてきた中で、本論が注目するのは2005年の改革により導入された「責任共有制度」である。

これまで議論されてきた信用保証制度の論点の1つは、信用保証への過度な依存により金融機関による審査機能や経営支援への動機が失われていないかという点であった。2005年改革以前の制度では、信用保証協会の保証付き融資において信用保証協会の保証率が原則100%であり、金融機関が負担する与信リスクは実質ゼロだったことが問題ではないかとする考え方である。

¹ 本稿は財団法人全国銀行学術研究振興財団2004年度助成による研究の一環として実施した調査研究の成果の一部である。共同研究者である権 五景氏（長岡大学経済経営学部教授）からは多くの重要な研究成果の提供を頂いた。記して御礼申し上げたい。

そうした認識から2007年10月に導入されたのが「責任共有制度」という部分保証制度であった。これによって、信用保証協会の保証付き融資において信用保証協会の保証率が原則的に100%から80%へと引き下げられた。事業者の信用リスクの一部(20%)を金融機関側が負担することになった(零細企業向け保証やセーフティネット保証は除く)。

しかし、家森(2020)も指摘するように、部分保証(責任共有制度)の導入だけでは金融機関の行動を十分に換えられなかったとの評価がある。部分保証では制度改善の目的が達せられていないと考えられ、2018年に部分保証とは別のアプローチでさらなる改革が実施された。

本稿では、以上の各ポイントを踏まえて部分保証制度に焦点を当てて、その意義と機能を検討したい。なお、中小企業金融において部分保証が実際にどのような役割を果たしたのか、どの程度有意義なものなのかを検証するには、現実のデータで判断するほかないであろう。本論では、その定量分析のための土台として、関連のポイントを整理するのにとどめる。データ分析については、本論に続く論稿で整理する予定である。

本論の構成は以下の通りである。まず、日本の信用保証制度を概観して、中小金融において期待される役割とこれまでの制度の変遷をみる。続いて、制度改革の一環で導入された責任共有制度に注目する。その導入に至った背景をみて、導入後の動向等を整理する。その後、海外の部分保証制度を概観し、部分保証に関わる金融の理論面を整理し、実証のための枠組みを検討する。最後に今後の考察のために論点を整理する。

2. 信用保証制度とは

中小・零細企業は、一般に大企業と比べて経営リスクが大きい。そのため民間の金融機関に借り入れの申込みをする際、返済可能性などにかかわる信用面での与信審査のハードルは高く、資金調達が難しい場合が多い。

それに対して、中小・零細企業の信用を補完し、中小企業金融をより円滑にするための取り組みの一つが信用保証制度である。その基本的な枠組みは以下のとおりである。

まず、単独では金融機関からの借り入れが難しい中小企業が、公的機関である信用保証協会に債務保証を申し込む。信用保証協会はその事業内容等を確認した上で保証の許諾を判断し、保証が決定された場合には金融機関に対して当該企業の債務保証をする(「保証承諾」：信用保証書を交付する)。その後、金融機関が当該企業に融資を行うとともに、当該企業は信用保証協会に保証料を支払う。万一、企業による融資の返済が滞った場合には、信用保証協会が企業に代わり金融機関へ借入金を弁済する。

なお、信用保険が保証の7~8割のリスクを填補する体制となっており、保証協会のリスクを分散して信用保証制度の安定的運営を支える仕組みが整備されている。

3. 信用保証制度の理論的背景

(1) 「信用割当」と信用保証

信用保証においては、その保証割合によって融資リスクの分担が変わる。果たして信用保証協会と融資を行う金融機関との間で、リスクの分担割合はどうあるべきなのであろうか。元来、融資に伴うリスクは、貸し手である金融機関が与信の審査を通じて把握するものである。審査の結果、リスクが過大だと判断されれば貸し出しは実行されず、そうでなければ実行される。

ただし、その審査において障害になり得るのは、貸し手-借り手の間の情報の非対称性である。一般に中小企業については、大企業のように財務等についての情報開示の制度が整っていない。そのため中小企業向けの貸出市場では、金融機関（貸し手）と中小企業（借り手）の間に中小企業の事業内容や財務状況などに関する情報の非対称性が大きく、金融機関による資金供給が過小になる可能性がある。これは「信用割当」と言われる問題である。これにより、企業価値の増大につながりうるような有意義な貸し出しが実行されない可能性もあり、社会損失が生じる。

その是正のために、Mankiw (1986) が示すとおり、中小企業向け融資を公的に保証して資金供給を増やすことが正当化される。信用保証制度にはそうした経済合理性が認められるのである。

(2) 逆選択とモラルハザードの危惧

他方で、斉藤・鶴田 (2014) が指摘するように、もう一つの情報の非対称性の問題がある。融資を行う金融機関と信用保証協会との間における情報の非対称性である。

金融機関は中小企業と長期の密接な取引関係を有する場合が多く、より詳細な企業の信用情報を保有している。そうして、融資を実施する金融機関は保証を行う信用保証協会よりも情報優位な状況にあるのが一般的である。そうすると、金融機関側には、信用リスクの小さい融資をプロパー融資にまわし、高リスクの融資は保証付きにより融資を行おうとするインセンティブが生じる。その結果、金融機関による高リスク債権への投資が助長されるというモラルハザードが発生しうるのである。さらには代位弁済率が高まることで保証業務が維持できなくなるという逆選択の可能性もある。

関連して、金融機関は高リスク融資に対して審査能力を用いる機会が減ることで、受信判断の「目利き能力」が活用されないことへの危惧もある（中小企業政策審議会基本政策部会 (2005)）。

4. 日本の信用保証制度の変遷

(1) 沿革

信用保証の制度には上記のような理論的な背景と課題があるが、日本では〔図表2〕のとおり沿革で展開されてきた。

森田 (2002) によると、日本の中小企業に対する信用保証制度は大阪府に1930年に創設された「工業組合に対する短期小額融通資金損失補償制度」という損失補償制度に遡ることができる。その後、他の自治体での同様な取り組みが徐々に広がり、1937年に東京信用保証協会が設立されたのを皮切りに各地に保証協会が設立されていった。

その後第二次世界大戦の混乱を経た後、1950年の「中小企業信用保険法」制定を土台として、1953年の「信用保証協会法」で現在に至る信用保証協会の制度が確立された。また、1951年には中小企業庁が金融機関の中小企業に対する貸付についての保険（融資保険）を開始し、一層の中小企業金融の円滑化が図られた。翌年には保証協会が行う債務保証についての保険が開始されている。さらに、1956年には信用保証協会に対する現在のような包括保証保険制度がスタートした。これは、信用保証協会の保証付き融資がすべて信用保険に付保される仕組みであり、信用保証協会による逆選択を防ぐねらいがあった。

〔図表2〕日本の信用保証制度の歩み

日本の信用保証制度の沿革	
1937年	日本初の信用保証協会（社団法人東京信用保証協会）設立
1948年	中小企業金融対策大綱（信用保証制度の活用）閣議決定
1950年	中小企業信用保険法公布・施行（信用保険制度創設）
1951年	全国信用保証協会協議会創立
1953年	信用保証協会法公布・施行
1955年	社団法人全国信用保証協会連合会創立
1958年	中小企業信用保険公庫設立（現 株式会社日本政策金融公庫）
1963年	中小企業基本法公布・施行
2006年	保証料率の弾力化実施
2007年	責任共有制度導入
2008年	信用保証協会法改正 ・信用保証協会業務の追加（新株予約権引き受け、求償権先に対する債券の譲り受け等） ・保証業務支援機関に関する規定の創設
2013年	全国信用保証協会連合会が一般社団法人へ移行
2018年	信用保証協会法改正 ・信用保証協会業務の追加-保証利用企業への経営支援 ・金融機関との連携

（資料）全国信用保証協会連合会資料をもとに作成

1965年には、中小・零細企業の業況悪化への対策として無担保保険が臨時的な措置として創設されたが、以後不況が深刻化したことなどから、1967年に無担保保険は恒久的な措置とされた。

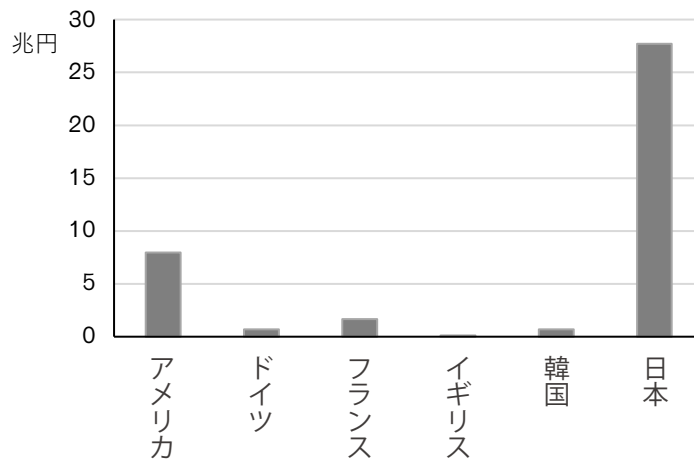
1984年には全国的に基本保険料率が1%に統一された（なお、信用保証協会法上の規定はない）。それまで、料率は信用保証協会ごとにバラバラだったことから不公平であるとの指摘がなされており、その対応である。

1998年には、いわゆるバブル崩壊後の金融危機が深刻化し、その臨時の対応として、中小企業金融安定化特別保証制度が設定された。2000年には、「セーフティネット保証」が創設された。これにより、取引金融機関の破綻や経済環境の急激な変化により、経営に支障を来した中小企業者に限度額とは別枠で保証を行う体制を整えられた。

（2）2007年の制度改革

以上の歩みの中で、信用保証制度は中小企業に対する民間金融の円滑化にとって重大な役割を果たしてきたと言える。そうした中で、2000年代前半になると、金融危機が後退し景気が緩やかに回復に向かい、信用保証制度の改革の必要性が主張されるようになった。背景として、信用保証制度の事業規模が諸外国と比べて非常に大きいこと、制度の財政負担増大による持続可能性への危惧の高まりなどが重要である（〔図表3〕参照）。

〔図表3〕 信用保証制度による保証債務残高



(注) 2014年度実績 (アメリカは2015年度)
 (資料) 中小企業庁 (2016)

そうした課題意識の下でまとめられた2005年の「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」(中小企業政策審議会基本政策部会)では、保証料率の弾力化とともに部分保証制度の導入の必要性が議論された。

それに基づき2007年10月に導入されたのが、「責任共有制度」(部分保証)である。これにより、信用保証協会の保証付き融資における信用保証協会の保証率が従来の100%から原則80%へと引き下げられ、信用リスクの2割を融資した金融機関が負担することになった。従来の100%の保証では金融機関による審査や債権管理が甘くなる可能性があったところ、幾分かのリスク負担により返済が滞った場合に金融機関側にも損失が発生することになれば、金融機関は保証無しの一般債権と同等の厳格な審査・債権管理等を行うようになると期待されたのである²。

こうして2007年に責任共有制度が導入された結果、中小・零細企業等に対する信用補完の制度は以下の二本柱になった。

- (a) 一般保証：信用保証協会が融資額の80%を保証する。残り20%は金融機関による融資で負担(ただし、小規模事業者や創業者等に対する保証は従来どおり信用保証協会が100%保証する)。
- (b) セーフティネット保証：自然災害時や構造不況業種を対象とする。原則として一般保証とは別枠で融資額の100%を信用保証協会が保証する。

(3) 「責任共有制度」による部分保証の意義と導入

以上の経緯で導入された「責任共有制度」は、「信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としている」(全国信用保証協会連合会ウェブサイトより)。中小企業の信用補完には信用保

² 「責任共有制度」には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、いずれかの方式を各金融機関が選択する。部分保証方式は、個別貸付金の80%(一部の保証を除く)を信用保証協会が保証し、負担金方式は保証時点では100%保証。ただし代位弁済状況に応じて金融機関は信用保証協会に対し負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっている。なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証である。

証協会と金融機関とが適切な責任分担が必要があるとの認識の下で、それを責任共有制度により融資リスク配分に変更を加えて実現を図ろうとした改革だと言える。

5. 部分保証が一般的な諸外国の事例

こうして、100%保証が原則だった日本の信用保証制度は部分保証に大きく舵を切ることとなった。

その点で参照すべきは海外の経験である。海外では部分保証による信用保証制度が一般的である。日本での部分保証の導入後について検討する前に、以下では諸外国での信用保証制度を概観しておきたい。特に保証の割合に注目することにする（以下は日本政策金融公庫（2016）の調査結果を中心に整理した）。

(1) EU～原則として80%を上限とする信用保証制度

EUでは、基本的なスタンスとして個々の企業等への公的な補助は競争をゆがめうるものとして規制対象となっている。信用保証も対象に含まれる。しかし、一定の条件を満たせば欧州委員会の認可を受けることができるとされている。その中でも、EU委員会は融資の80%を超えて保証しないことを原則とし、80%を超える場合は委員会の許可を得ねばならないとしている。80%を超えると、融資を行う金融機関がリスク管理を的確に実施しなくなるおそれがあると考えているからである。逆選択、モラルハザードの問題を回避する視点から、部分保証の体制を基本としているのである。

(2) イギリス～保証割合は一律75%

イギリスでは、1981年から「小規模企業融資保証制度（Small Firms Loan Guarantee：SFLG）」の仕組みの下で信用保証が実施されてきた。その後、リーマンショックによる金融危機への対応として「中小企業融資保証制度（Enterprise Finance Guarantee：EFG）」として再構築された。

EFGを運営するのはビジネス・イノベーション・技能省の100%出資による公的金融機関 British Business Bank plc（BBB）である（2014年から）。公的金融機関が信用保証を供与する仕組みである。民間の金融機関はEFGを利用し信用保証を得て、中小企業等への融資を実行するのである。

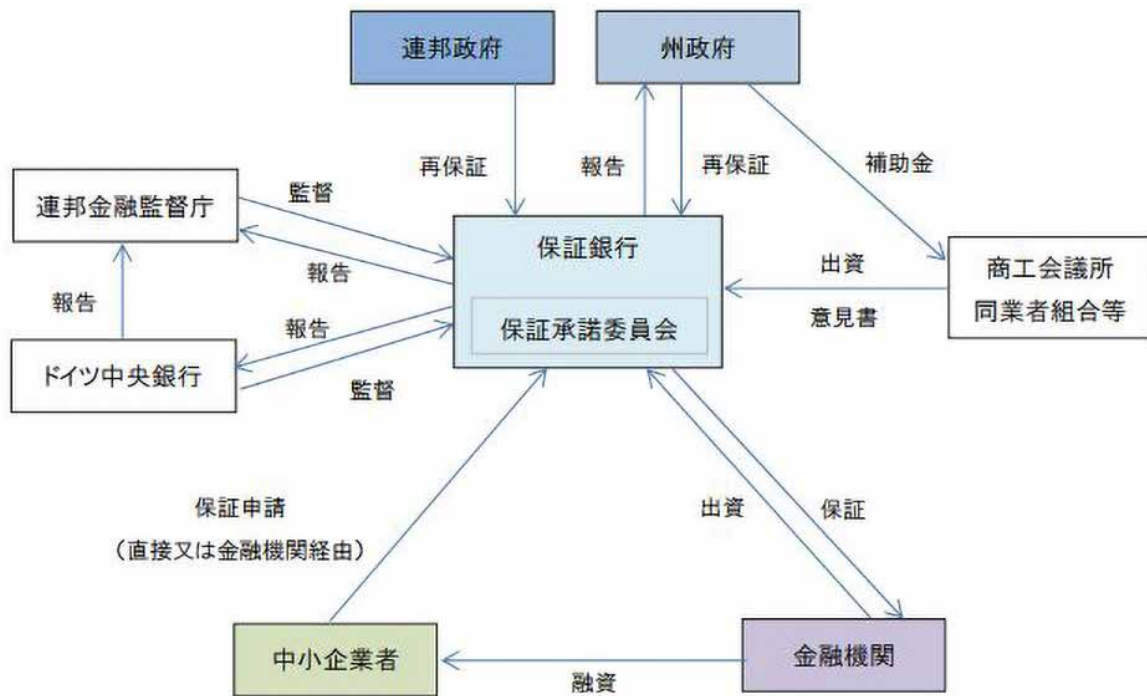
保証割合をみると、当初のSFLGのもとで債務不履行の割合が高まったことから（1993～2000年の平均が30～35%）制度改革が進められ、モラルハザード防止の視点で保証割合が引き下げられた（75%から70%へ）。その後、EFG設立に伴い保証割合が再び一律75%に引き上げられた。1,000～120万ポンドという保証限度額も設定されている。

なお、BBBはEFGを利用する金融機関を認定し、保証審査は金融機関のプロパー融資と同一の審査基準で実施することとされている。金融機関によるモラルハザード抑制の機能が意図されている。

(3) ドイツの信用保証制度～個々に保証割合を調整

ドイツでは、担保がなく融資を受けるのが難しいような有望な中小企業が融資を受けられるようにする手段として信用保証の制度が位置付けられている。その役割を担うのはドイツ国内の保証銀行17行である。これらが保証を行い一般の金融機関が融資を実施する。さらに、保証銀行による保証に対して政府が再保証を行う（〔図表4〕参照）。

〔図表4〕老津の信用保証制度



(出所) 日本政策金融公庫 (2016)『欧米における中小企業信用保証制度に関する調査 (2015年度)』より

この制度の下で実施される保証の割合は「概ね60～80%の10%刻みで設定され」（日本政策金融公庫(2016)）、最大80%である。保証割合に幅を持たせて、異なるリスクの高さに対応しており、融資プロジェクトのリスク、融資を実行する金融機関の特徴を勘案して決定されるという（同(2016)）。

(4) フランスの信用保証制度

中小企業への金融支援の制度として、2013年に設立された政府系金融機関 Bpifrance が信用保証、融資等を含むあらゆる金融面での支援を進めている。一般の民間金融機関による融資に対する Bpifrance の信用保証の保証割合は40～60%で、共同保証の場合のみ最大70%である。

さらに、フランスでは歴史的に共同組織型の信用保証会社である相互保証会社による信用保証も実施されている。この相互保証会社は小規模事業者等が組合員となっており、それらに対して信用保証が供与される仕組みである。相互保証会社の例として小規模企業の相互保証会社 SOCAMA(1917 設立) などがある。SOCAMA は協同組織金融機関の庶民銀行の融資に対しては100%の保証をするが、これは例外的で、一般には部分保証である。

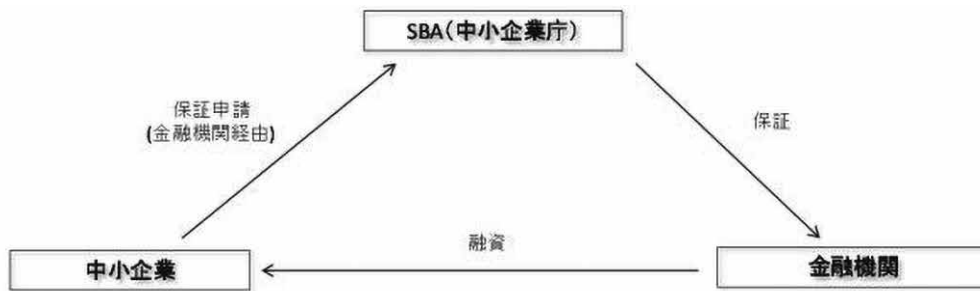
(5) アメリカ

アメリカの信用保証制度は、1953年に中小企業法に基づき連邦政府の独立機関として設立された中小企業庁(SBA)が実施主体となっている(〔図表5〕参照)。SBAが定める基準を満たす中小企業を対象として、さらにSBAと基本約定書を締結した金融機関が対象金融機関とされる。

保証割合は当初90%だった。しかし、金融機関のモラルハザード抑制のために引き下げられ、融資額15万ドル以下で85%、15万ドル超で75%とされている。さらに、融資限度額500万ドル、保証限度額375万ドルという規制もある。

以上のとおり、海外では全額保証は例外的で基本は部分保証である（〔図表6〕参照）。信用保証が中小企業金融の補完制度の一つとして位置付けられ、「信用割当」への対応策として期待される一方、主にモラルハザード抑制の視点から部分保証が基本とされている。とりわけ、ドイツの保証制度について、個々の融資における保証割合の調整を通じて、逆選択やモラルハザードの可能性をきめ細やかに抑えようとする試みは注目される。

〔図表5〕 アメリカの信用保証制度



(出所) 日本政策金融公庫 (2016)『欧米における中小企業信用保証制度に関する調査 (2015年度)』より

これらを見ると、2007年の責任共有制度導入以前に100%の保証が基本だった日本の制度は異例である。それまでの日本では信用割当の是正に重きを置き、金融機関のモラルハザード、逆選択への対応の視点が重視されてこなかったように見える。果たしてそれが中小企業の金融支援という目的からいかに評価できるか、さらに責任共有制度の導入がどう位置付けられるかに注目したい。

〔図表6〕 各国の信用保証制度の保証割合

	保証割合
アメリカ	75%、85%
ドイツ	60～80%
フランス	40～60%
イギリス	75%
韓国	50～100%
日本	80%、100%

(注) 平時の保証割合

(資料) 中小企業庁 (2016) をもとに作成

6. 責任共有制度導入後の動向

(1) 金融機関の行動に有意な変化はなかった可能性

〔図表7〕は2007(平成19)年の「責任共有制度」導入以降の信用保証の動向を示している。なお、「責任共有保証の割合」の推移を見ると、2010(平成22)年度までは伸び悩んでいる。これは、導入直後に不測の事態としてリーマンショックによる金融危機が生じ、その緊急の対応として2008年10月から緊急保証制度(100%保証の「セーフティネット保証」)が開始された影響が大きい。その点を除けば、

責任共有制度が着実に浸透していった様子がうかがえる。

浸透後の評価として、中小企業政策審議会 基本問題小委員会金融ワーキンググループ (2016) は、以下のように論じている (以下引用文)。

既に2007年度に責任共有制度 (金融機関が融資額の20%のリスクを負担し保証協会は残りの80%のリスクを負担する制度) が導入されており、従前の100%保証の場合と比べて金融機関の支援姿勢の改善に一定の効果は得られている状況ではある。他方、金融機関毎の対応に差はあるものの現行の責任共有制度の下で能動的な経営支援が十分に実施されているとまでは言えないことから、金融機関が更に中小企業に寄り添って経営改善・事業再生を支援する方向に向かうよう、この「一律80%」の保証割合をライフステージ毎に調整する方法についても議論がなされたところである。

80%の部分保証に関するある程度の効果を認めつつも、期待したほどではなかったとの判断が示唆される。その判断により、金融機関の行動の一層の改善に向けた議論を進めているのである。そうした中でも、保証割合を「一律80%」ではなく調整するアプローチについて検討が行なわれている点は注目される。

〔図表7〕「責任共有制度」導入後の動向



(出所) 一般社団法人 全国信用保証協会連合会 (2019)『信用保証協会及び連合会の取組みについて』より

同報告書は、「一律80%」の保証割合の変更ではなく、金融機関による信用保証への過度の依存を回避し、プロパー融資を含めた融資全体リスクを分担することが有効だと結論づけた。その点については、同ワーキンググループの業界ヒアリング調査結果において、金融機関の現場では80%保証の融資も100%保証の融資もともに「保証付き融資」として同じように管理されていることが示唆されており、その影響が大きいとみられる。全額保証であろうが、80%の部分保証であろうが、金融機関はプロパー融資ほどのリスク管理・審査をしていないのではないかとという危惧がある。保証割合を多少変更したところで、金融機関によるモラルハザード抑制には不十分だというわけである。

以上の議論の結果、原則的に金融機関は保証付き融資の際にプロパー融資の実施も求められるという新たな信用保証制度が2018年4月から開始されることになったのである。

(2) 新たな信用保証制度～プロパー融資が求められる

2018年の新制度は有意な影響を及ぼしているのだろうか。家森(2020)は、2018年4月以降の「保証承諾案件の申込時プロパー融資状況」の公表データを用いて、保証付き融資とプロパー融資状況について分析を実施している。すなわち、「プロパー融資有り保証承諾件数割合」についての、「保証承諾件数」と「100%保証付きの案件の保証承諾件数に対する比率」による回帰分析である。

その結果によると、保証承諾件数の多い、また100%保証付き案件が多い金融機関ほど、「プロパー融資有り保証承諾件数割合」が低い傾向にあることが示された。これを単純に解釈すると、信用保証への依存度が高い金融機関ほど、プロパー融資に消極的であることが示唆される。興味深い分析結果である。

7. 今後の分析に向けた論点整理～定量分析の必要性

以上の信用保証制度の関連情報及び制度改革の流れを踏まえると、日本の中小企業の金融を補完する制度として、信用保証の制度をどのように設計すべきなのか、またその中で保証の割合をどうすべきなのかは複雑であり、ここで結論づけることはできない。

理論的に、信用割当を是正するための介入として信用保証制度は有意義である。ただし、その制度設計によっては金融機関のモラルハザード、さらに逆選択の問題を抑制することは難しそうである。これらは情報の非対称性に起因する本質的な問題だからである。モラルハザードと逆選択の可能性をできる限り抑えつつ、信用割当の問題を回避するような枠組みに寄与する信用保証制度の検討には、一層の研究が必要である。

本論は融資リスクの分担として、信用保証の保証割合に焦点を当てて、2007年に導入された責任共有制度(=部分保証)に注目した。それは、従前の100%保証の制度からは一定の状況改善につながったと思われるが、上述のとおり、金融機関のリスク負担の行動に有意な変容をもたらすには至っていないと見られている。そうして、2018年度以降は、保証割合の調整とは異なるアプローチが試みられている。

以上を踏まえ、金融機関による信用保証制度の活用動向を定量的に分析することが非常に有益である。特に、保証割合の変更を明示的に取り上げて、さらに2018年度以降の信用保証制度の変更も含めて分析することにより、金融機関による融資のリスク分担の行動様式について重要な示唆が得られると思われる。それは、中小企業の信用補完における信用保証制度の適切な設計に寄与するのではないかと考える。次の研究課題として取り組みたい。

〔参考文献〕

- 1 Mankiw, N. G. (1986), "The allocation of credit and financial collapse", *Quarterly Journal of Economics*, 101 (3), 455-470.
- 2 SAITO Kuniyoshi & TSURUTA Daisuke (2014), "Information Asymmetry in SME Credit Guarantee Schemes: Evidence from Japan", *RIETI Discussion Paper Series 14-E-042*
- 3 家森信善 (2020)『責任共有制度のもとでの金融機関の信用保証利用態度—地域金融機関支店長アンケートに基づく分析—』*RIETI Discussion Paper Series 20-J-020*, 独立行政法人経済産業研究所
- 4 一般社団法人全国信用保証協会連合会 (2019)『信用保証協会及び連合会の取組みについて』令和元年8月7日中小企業政策審議会金融ワーキンググループ (第13回) 配布資料、URL <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2019/190807kihonmondai.htm> (2023/12/1 閲覧)
- 5 一般社団法人全国信用保証協会連合会「もっと知りたい信用保証」、一般社団法人全国信用保証協会連合会ウェブサイト、URL <https://www.zenshinoren.or.jp/guarantee-system/> (2023/12/1 閲覧)
- 6 後藤康雄 (2022)「政策金融としての信用保証による経済・金融への影響」『フィナンシャル・レビュー』令和4年第1号 (通巻第147号) 財務省財務総合政策研究所、pp.38-58.
- 7 権 五景 (2007)「韓国における部分保証制度の導入と意外な展開」『信用保険月報』2007年12月号、財団法人終章企業総合研究機構、pp.2-7.
- 8 田原 宏 (2006)「諸外国の経験にみる保証制度運営上の課題—英国、米国及び韓国の事例—」『中小企業総合研究』第3号、日本政策金融公庫、pp.41-61.
- 9 中小企業政策審議会 基本問題小委員会金融ワーキンググループ (2016)『中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて』URL <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2016/161221kihonmondai2.pdf> (2023/12/1 閲覧)
- 10 中小企業政策審議会基本政策部会 (2005)『信用補完制度のあり方に関するとりまとめ』、URL <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihon/2005/download/050712seisakubukai.shiryoul.pdf> (2023/12/1 閲覧)
- 11 中小企業庁 (2016)「中小企業金融・信用補完制度の国際比較について」、中小企業庁ウェブサイト (URL <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/2016/download/160701kihonmondai5.pdf>)、2023/12/1 閲覧
- 12 鶴田大輔 (2019)「信用保証制度の利用動向とリスク移転の検証」『平成30年度金融調査研究会第2研究グループ報告書』全国銀行協会、pp.81-94.
- 13 日本政策金融公庫 (2016)『欧米における中小企業信用保証制度に関する調査 (2015年度)』、日本政策金融公庫 中小企業事業本部 保険企画部
- 14 御影池秀夫 (2017)『税経新報』(税経新人会全国協議会) 2017年11月、URL <http://www.zsk.ne.jp/zeikei660/ronbun.html> (2023/12/15 閲覧)
- 15 森田和正 (2002)「日本の中小企業信用保証制度充実のために」『企業環境研究年報』No.7、中小企業家同友会全国協議会、pp.89 ~ 93.

